

リニアック及びRCS加速器の電気・冷却水設備安定稼働に係る  
労働者派遣契約 仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、J-PARC リニアック及びRCSにおける加速器の電気・冷却水設備安定稼働及びその他の施設設備保守管理業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。  
J-PARC の安定運転を目的とする。

## 2. 業務内容

### (1) リニアック及び RCS 加速器電気設備の高度化改造業務【派遣労働者 I】

以下の機器・装置に係る性能向上及び改造作業(加速器電気設備に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務)

なお、本項業務に係る主要系統を以下に記す。

#### ・リニアック加速器電気設備

高压受電設備 3φ 6.6kV

低压分電盤等(3φ 440V、400V、200V、1φ 100/200V)

接地設備

KLY ギヤラリーラック列

#### ・RCS 加速器電気設備

高压受電設備 3φ 6.6kV

低压分電盤等(3φ 400V、3φ 200V、1φ 100/200V)

接地設備

- ① リニアック及び RCS 加速器電気設備の高度化作業
- ② リニアック及び RCS 加速器電気設備の改造作業
- ③ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

※電気配線及び高電圧機器の作業は、第 2 種電気工事士及び高压・特別高压電気取扱者特別講習等が必要である。

※なお、上記の作業は放射線管理区域内での作業を含む。

### (2) リニアック及び RCS 加速器電気設備の運転保守業務【派遣労働者 I】

以下の機器・装置に係る運転管理業務(加速器電気設備に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務)

#### ① 加速器電気設備の運転作業

電気設備安定稼働に係る分電盤、加速器電源の状況把握等

※なお、運転期間中において当番を約 1 回/週の頻度で担当する。当番者は帰宅後(休

日や深夜を含む)において機器トラブル等により、緊急連絡があった場合には、速やかに現場に招集出来るよう、緊急事態に備える体制をとる。

## ② 加速器電気設備の保守点検作業

保守点検作業を行うにあたっては、作業の管理担当や立会を行う場合がある。作業を安全に実施する上で、的確な指示や注意が必要で、優れた知識・経験が必要な業務である。  
※重量物の移動作業(立会含む)は、玉掛け技能及びクレーン運転士等が必要である。

### (3) 陽子加速器開発棟及びリニアック放射線照射室の加速器用電気設備等の運転保守業務【派遣労働者Ⅰ】

その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

### (4) リニアック及び RCS 加速器冷却水設備の高度化改造業務【派遣労働者Ⅱ】

以下の機器・装置に係る性能向上及び改造作業(加速器電気設備に係る専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務)

なお、本項業務に係る主要系統を以下に記す。

#### ・リニアック加速器冷却水設備

系統名	一次水温度	熱負荷	一次系ポンプ流量	冷却塔
RI 温調系1	20~27±0.2°C	15kW	288ℓ/min	空冷冷凍機  4 セル
RI 温調系2	27±2.0°C	11kW	110ℓ/min	
RI 温調系3	27±0.2°C	143kW	3,900ℓ/min	
RI 温調系4	27±0.2°C	340kW	7,400ℓ/min	
非 RI 温調系1	27±1.0°C	155kW	1,900ℓ/min	
非 RI 温調系2-2	27±7.0°C	13kW	330ℓ/min	
非 RI 温調系2-1		184kW	480ℓ/min	
非 RI 温調系3		870kW	3,850ℓ/min	
非 RI 温調系4		42kW	210ℓ/min	
非 RI 温調系5		235kW	1,600ℓ/min	
RI 温調系6	27±2.0°C	260kW	1,400ℓ/min	1セル
RI 温調系5	27±0.2°C	500kW	8,100ℓ/min	8セル
非 RI 温調系6	27±1.0°C	103kW	1,800ℓ/min	
非 RI 温調系8	27±7.0°C	2,715kW	8,400ℓ/min	
非 RI 温調系9		45kW	290ℓ/min	

・RCS 加速器冷却水設備

系統名	一次水温度	熱負荷	一次系ポンプ流量	冷却塔
RI 温調系1	35±1.0°C	15,900kW	929m³/h	14 セル(7×2)
RI 温調系2	35±1.0°C	3,760kW	255m³/h	4 セル
非 RI 温調系	35±1.0°C	5,050kW	483m³/h	5 セル

- ① リニアック及び RCS 加速器冷却水設備の高度化作業
- ② リニアック及び RCS 加速器冷却水設備の改造作業
- ③ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

※電気配線及び高電圧機器の作業等は、第 2 種電気工事士及び高圧・特別高圧電気取扱者特別講習等が必要である。

※なお、上記の作業は、放射線管理区域内での作業を含む。

(5) リニアック及び RCS 加速器冷却水設備の運転調整保守業務【派遣労働者 II】

- ① 加速器冷却水設備の運転調整作業

冷却水設備安定稼働に係る温度制御機器や流量等の調整等

※なお、運転期間中において機器当番を約 3 回/週の頻度で担当する。機器当番者は帰宅後(休日や深夜を含む)において機器トラブル等により、緊急連絡があった場合には、速やかに現場に招集出来るよう、緊急事態に備える体制をとる。

- ② 加速器冷却水設備の保守点検作業

保守点検作業を行うにあたっては、作業の管理担当や立会を行う場合がある。作業を安全に実施する上で、的確な指示や注意が必要で、優れた知識・経験が必要な業務である。

※重量物の移動作業等は、玉掛技能及び床上操作式クレーン講習等が必要である。

- ③ その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

(6) 陽子加速器開発棟及びリニアック放射線照射室の加速器用冷却水設備等の運転保守業務

【派遣労働者 II】

その他、上記に係る機構職員等との調整により決定した業務

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 技術的要件

①【派遣労働者 I】

・加速器の電気設備の取扱い経験を有していること。

・図面作製ソフト(CAD)、エクセル、ワード、パワーポイント等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。

・以下の免許・資格を有していること。

クレーン運転士、玉掛け技能講習、第2種電気工事士、

電気取扱業務(低圧、高圧・特別高圧)特別教育

## ②【派遣労働者Ⅱ】

・加速器の冷却水設備の取扱い経験を有していること。

・図面作製ソフト(CAD)、エクセル、ワード、パワーポイント等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。

・以下の資格を有すること

ボイラー取扱技能講習、玉掛け技能講習、床上操作式クレーン技能、

電気取扱業務(低圧、高圧・特別高圧)特別教育

### (2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

①加速器電気設備の高度化を行うにあたっては、負荷設備である既設加速器電源や性能向上に伴う新たな電源の知見導入等が必要であり、これらを遂行するためには、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。

②加速器冷却水設備の高度化を行うにあたっては、流量・熱負荷変動時の際の応答性や加速器増強による冷却処理能力 UP 等の課題や検討を行う必要があり、これらを遂行するためには、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できること。

### (3) 派遣労働者の条件

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者に限定しない」

### (4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

## 4. 組織単位

J-PARCセンター 施設工務セクション

## 5. 就業場所

(住所)茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構 J-PARCセンター 施設工務セクション

TEL:029-282-5883

## その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費(通信費・水道光熱費等)については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

## 6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 J-PARCセンター

施設工務セクションリーダー

TEL:029-282-5883

## 7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、機構創立記念日(10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせことがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

## 9. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間9時から17時30分まで

(2)休憩時間12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。なお、就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

## 10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

プロモーション・オフィス 次長 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

2名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
  - (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
  - (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
  - (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
  - (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
- ※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

当機構の業務の都合により国内出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以 上